
平成25年 第1回 芦屋町議会定例会会議録（第4日）

平成25年3月19日（火曜日）

議事日程（4）

平成25年3月19日 午前10時00分開会

日程第1 発言の取り消しについて

- 第2 議案第3号 芦屋町特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第3 議案第4号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第5号 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第6号 芦屋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第6 議案第7号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第8号 芦屋町観光まちづくりビジョン策定委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- 第8 議案第9号 芦屋町環境審議会設置条例の制定について
- 第9 議案第10号 芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第11号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第12号 芦屋町地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第12 議案第13号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第13 議案第14号 芦屋町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第15号 芦屋町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 第15 議案第16号 芦屋町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 第16 議案第17号 河川道路敷地及び町有土地水面使用料及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第18号 芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第19号 芦屋町人権教育・啓発推進会議設置条例の制定について
- 第19 議案第20号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 第20 議案第21号 芦屋町立芦屋釜の里基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第21 議案第22号 平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）について
- 第22 議案第23号 平成24年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第24号 平成24年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第24 議案第25号 平成24年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第26号 平成24年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第3号）について
- 第26 議案第27号 平成24年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第1号）について
- 第27 議案第28号 平成24年度芦屋町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第28 議案第29号 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第29 議案第30号 平成25年度芦屋町一般会計予算について
- 第30 議案第31号 平成25年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について
- 第31 議案第32号 平成25年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第32 議案第33号 平成25年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について
- 第33 議案第34号 平成25年度芦屋町給食センター特別会計予算について
- 第34 議案第35号 平成25年度芦屋町訪問看護特別会計予算について
- 第35 議案第36号 平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算について
- 第36 議案第37号 平成25年度芦屋町病院事業会計予算について
- 第37 議案第38号 平成25年度芦屋町公共下水道事業会計予算について
- 第38 議案第39号 平成24年度芦屋町公共下水道事業会計資本剰余金の処分について
- 第39 請願第1号 平成25年度特別養護老人ホーム整備事業における芦屋町長提出の意見書取り下げ及び不採択等の意見書提出を求める請願書について
- 第40 発議第1号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書について
- 第41 発議第2号 県として住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書について
- 第42 発議第3号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める決議について
- 第43 議案第40号 平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）について

第44 発委第1号 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

【出席議員】（13名）

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
 5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
 9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
 13番 横尾 武志

【欠席議員】（なし）

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 福田 雅代

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	松田義春	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時39分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。
よって、直ちに本日の会議を開きます。
それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----
日程第1. 発言の取り消しについて

○議長 横尾 武志君

日程第1、発言の取り消しについてを議題といたします。
妹川議員から発言の申し出がっておりますのでこれを許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

先日の3月7日の会議において、一般質問での発言のうち次の部分を取り消したいので、議会において許可されますよう申し出ます。

取り消したい発言。 _____

取り消しを申し出ます。

以後、議会での発言については十分に注意の上、発言いたします。ご了承ください。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。ただいま妹川議員から発言の取り消しの申し出がありました。これを許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----
○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第2、議案第3号から日程第42、発議第3号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括として議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員会に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告第3号、平成25年3月19日、芦屋町議会議長横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長辻本一夫、総務財政常任委員会審査結果報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第3号、満場一致により原案可決。

議案第4号、満場一致により原案可決。

議案第5号、賛成多数により原案可決。

議案第15号、満場一致により原案可決。

議案第16号、満場一致により原案可決。

議案第17号、満場一致により原案可決。

議案第18号、満場一致により原案可決。
議案第22号、満場一致により原案可決。
議案第29号、満場一致により原案可決。
議案第30号、賛成多数により原案可決。
議案第36号、満場一致により原案可決。
議案第38号、満場一致により原案可決。
議案第39号、満場一致により原案可決。
発議第1号、満場一致により原案可決。
発議第2号、満場一致により原案可決。
発議第3号、賛成少数につき原案否決。

以上、報告終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員会に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告第4号、平成25年3月19日、芦屋町議会議長横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長小田武人、民生文教常任委員会審査結果報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第6号、満場一致により原案可決。
議案第7号、満場一致により原案可決。
議案第8号、満場一致により原案可決。
議案第9号、満場一致により原案可決。
議案第10号、満場一致により原案可決。
議案第11号、満場一致により原案可決。
議案第12号、満場一致により原案可決。
議案第13号、満場一致により原案可決。
議案第14号、賛成多数により原案可決。
議案第19号、賛成多数により原案可決。
議案第20号、満場一致により原案可決。
議案第21号、満場一致により原案可決。
議案第22号、満場一致により原案可決。
議案第23号、満場一致により原案可決。
議案第24号、満場一致により原案可決。
議案第25号、満場一致により原案可決。
議案第26号、満場一致により原案可決。
議案第27号、満場一致により原案可決。
議案第28号、満場一致により原案可決。
議案第30号、賛成多数により原案可決。
議案第31号、満場一致により原案可決。
議案第32号、賛成多数により原案可決。
議案第33号、満場一致により原案可決。
議案第34号、満場一致により原案可決。
議案第35号、満場一致により原案可決。
議案第37号、満場一致により原案可決。

請願第1号、賛成者なしにより不採択。

なお、請願第1号については、各委員より、いろいろな意見が出ております。

まず、請願人たちは大変な精神的苦痛があったものと思われることが伝わってくること。

町長提出の意見書については議会審査するものでなかったため、情報がないことが重要な点であったこと。

行政が町民に対して説明不足であったのではないかということ。

町長が提出している意見書は取り下げろという願意であるが、結果的に県が不採択としたものを議会として町長に求めても、その実現の可能性があるか疑問であること。

特養の80床について、町長は再度、福岡県と協議を行い、要望していくと行政報告で述べていること。

議会としても県に働きかけなくてはならないこと。

県は訴訟を起こされ裁判に入っているとこのことで、真相究明は裁判によって明らかにされることなど、委員会の審査の中で意見があったことを、この場で報告させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

.....
平成25年3月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道495線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」。

理 由

調査不十分のため
.....

平成25年3月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「保健、健康及び国民健康保険に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」。

理 由

調査不十分のため

.....

平成25年3月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」。

理 由

調査不十分のため

.....

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

民生文教常任委員長の小田委員長へお尋ねします。

この請願書を出されている中で、3項目、請願の内容が書かれています。1点目が、芦屋町長が平成24年度11月30日付で県知事に提出した、A事業者の推薦書意見書を直ちに取り下げよう町長に求めることということに対して、通常であれば、もう不採択になっているわけですから、この分については項目を取り外していいかと思うんですが、やはり今回、不適切な書類を上げたことによって採択できなかったというふうに解釈してるわけですが、あえて、そのために請願人の方は、そういう不適切な書類でプレゼンに上がり、そして意見書として上げたものが、いわゆる瑕疵あるというか、問題のある意見書ではなかったかと。それで、町にとっても、議会にとっても、そのような瑕疵あるというか、そういう問題のある意見書は

取り下げしてほしいというふうな内容なんです、その辺については論議をなされたのかどうか。

それから、2番目については、もう22年、24年、25年と3回、その特養の設置が不可能になってしまった。だから、一日も早く不適正な業者を選定するという意味での、これについては残しておくというふうな請願人のお気持ちだったんですけど、その辺についてどのような議論があったのか。

3番目に、これについては、不採択になったのはやはり不適切な申請書類であったということであるならば、これを、先ほど言われましたが、裁判とか県に委ねるということで、もうそれで賛成者はいなかったというようなことなのか、その点についてもう一度お聞きしたいと思います。

それから、本会議の初日に、3月の6日の日に、紹介議員である私がこの請願書を読み上げ、そして、説明をしたところ、益田議員より6点について質疑がありました。この請願書の中身の、芦屋町の福祉課は整備上の留意点について反していると知りつつ申請書類を受理しと、これについては何を根拠でという質問でした。

で、②は、11月22日のプレゼン前に確認すべきであったとあるが、芦屋町福祉課は、その字図を見たとしてもどこまで調べられるかわからないと。町の選定委員会が終わったあとに不同意とする書類が町に上げられたのであるから、町はその分筆行為とかそういうものについてはわからなかったのではないかというような質問がありました。また、区の同意を得ていると聞いているので、問題ではないんじゃないかというようなことで、私に質問がありましたので。

で、3番目、意図的に事業者を選定委員会に上げたというのがあるが、意図的とはどういうようなものがあつたのかと、根拠なにかという質問が受けました。

それから、職務専念義務違反について。

そういうような質問がありましたけれど、この委員会でそういうことについてどういふ論議があつたのでしょうか。

それと5点目は、分筆が脱法行為であるが、何を根拠にと。

それと6番目の、不適切な申請書類と知りつつとあるが、どういう根拠であつたのかという質問がありました、私はその場で留意事項等を読み上げましたが十分時間ありませんでしたから。翌日の一般質問で、るるその点について説明をいたしました。で、この件、6点について、委員会ではその辺については論議をなされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

お答えいたします。

付託を受けました請願第1号について、3月15日に所管委員全員出席のもと、民生文教常任委員会を開催いたしまして、付託を受けましたこの請願第1号について審査を行ったわけでございます。その中で、委員の皆さん方から多種多様のご意見が出されまして、その意見についていろんな議論を重ねてまいりまして、その結果、賛成なしの不採択となったということでございます。

今、妹川議員のほうから、請願の願意3項目についてお話がございましたけれども、この請願について、その実現性があるかどうかというようなことも含めて、議論をいたしております。

したがって、1については、先ほど妹川議員がおっしゃるように、これについて

は不採択と、県のほうでの不採択という形になっておりますので、これを取り下げるように町長に申し入れをしても、町長は何らそれを取り下げなければならないという義務的なものはございません。それ実行できるかどうかというのが内容でございます。

それから2点目につきましては、先ほど申しましたように、行政報告の中で、今後も特養施設については市や町に配分されるように働きかけていくというようなお話もございましたし、また、議会としても、それについては後押しをしていかなきゃならないという意見も委員会のほうで出ておりますということ、先ほど説明したとおりでございます。

それから3点目につきましても、これについては議会として、この不適切な書類であったかどうかということについては、県が受理したと、採択はなりませんでしたが、受理したことには間違いのないわけですから、受理したということは適切な文書でなかったかというふうに判断したということでございます。

それから、益田議員の6点の項目については、請願と関係ないとは言いませんけれども、付託を受けた案件でもございませんし、それについての個々の審査は行っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

2回目の質問ですけれども、辻本議員の質疑の中に、委員会で審議されましたか、つまり、担当課行政当局はどういった県との連絡、調整をしたのか、調査をしてほしいという意見がありました。これは委員会で審議することだと思いますが、民生文教常任委員会は、この件について執行部から事情聴取をされましたか。

それと、民生委員会は、地主さんのお気持ちを知ること、大事ですね。A事業者が同意書を得るために地主さんとどう対応したか、知る必要があると考えますが、参考人として地主さんを招集し、内容を調査しましたか。

3点目は、A事業者の建設予定地に現地調査をされましたか。民生文教常任委員会として現地調査をされましたか。通学路の安全対策のためとA事業者が答えたことですが、そこには3.7メートルの歩道があります。また、水路になっているところも1カ所あります。そういう意味で、現地を調査をされたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

ただいまの設問については、審査はしておりません。それから、現地調査もしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第2、議案第3号から日程第42、発議第3号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第4号、5号、それから、14号、19号、30号、32号に対する反対討論を行います。議案が多いので、少し長くなります。

議案第4号芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに対する反対討論を行います。

昨年、11月16日に国家公務員退職手当改正法は、衆参での委員会質疑、本会議採択を、わずか1日で強行するという異常な国会運営で成立しました。さらに、政府は閣議決定で地方に対しても国に準じた引き下げを要請し、今回、芦屋町でも上程されたものだと思います。

退職手当は、1999年以降の大幅賃金引き下げのもとで退職後の重要な生活資金となっており、前例のない大幅引き下げは得られたはずの財産権の侵害とも言える重大な問題です。青年層も含め、将来不安をさらに大きくし、働きがいや仕事への意欲を失わせるものです。

退職手当は、賃金の後払い的性格を持つとともに、公的年金の支給開始年齢が引き上げの中で、退職後の生活を支える重要な要素となっており、住宅ローンの返済を予定している場合などは、その大幅な削減は生活設計の変更を余儀なくされます。

同時に、国家公務員、地方公務員の退職手当の大幅引き下げは公務員に準ずる団体にも大きく影響し、それが、ここ数年引き下げられてきた民間労働者の退職金をさらに引き下げることに繋がります。これは、大企業や財界が狙っていた、日本の労働者全体の賃金を引き下げるを進めることになるものです。

個人消費の落ち込みによって、地域経済にも否定的な影響を与えます。

また、退職手当とは別に、政府は平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額措置を踏まえ、各地方公共団体において、速やかに国に準じて必要な措置を講じるように要請しています。

そもそも、地方公務員の給与は、公平中立な知見を踏まえつつ議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定するべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題です。まして、地方交付税を、国の政策目的を達成するために手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきことではありません。

以上のことから、第4号、第5号議案に反対いたします。

続きまして、議案第14号芦屋町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてに対する反対討論を行います。

この条例改正により、来年度より芦屋町子育て支援センターを指定管理者に運営を行わせることを可能とするもので、芦屋町の子育ての支援の公的責任を放棄するものです。

芦屋町子育て支援センターは、町長の選挙でのマニフェストに基づき町の直営で行うと提案されたもので、障害者施設のすぎな園を大規模リニューアルを町費で行い、町長の肝いりで平成22年4月1日にオープンしました。しかし、3年後には指定管理者制度を導入を行うことは朝令暮改であり、政策の一貫性を問われるものです。

子育て支援センターは、子育て中の親子が無料で気軽に遊びに来ることのできる場所です。ボランティアスタッフによる運営や、使われなくなった遊具を持ち寄り、

一緒に子育てを楽しんでいく場であり、利益を追求する場ではありません。自治体の目的が福祉の増進を追求するからこそ、自治体の直営が最もふさわしいものであり、利益を追求しなければいけない民間企業ではセンターの運営はすぐいません。

福祉、医療、教育関連の施設等に、安易に指定管理者制度を導入すべきではないことを指摘するとともに、子育て支援センターの運営を現行の直営で継続して行うことを求めて、反対討論といたします。

続きまして、議案第19号芦屋町人権教育・啓発推進会議設置条例の制定についての反対討論を行います。

この条例の1条では、芦屋町人権教育・啓発基本計画に基づき、推進会議を設置するとなっております。芦屋町人権教育・啓発基本計画の、1、計画策定の趣旨では、平成12年に国で施行された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律においては、第5条に地方公共団体の責務として、地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつその地域実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策制定及び実施する責任を有することとしていることから、町が計画を策定するとしています。

それでは、平成12年に国会で可決され、成立した、人権教育・啓発推進法がどのような法律かという、一見、人権保障の充実を目的とした法律のように見えますが、法律の本質は憲法の人権保障規定や、国際的な人権条約とは無縁のものです。人権保障とその充実化を目的とする法律をつくりながら、何よりもその基準は憲法の30条にわたる人権保障に置かれるべきであり、その観点から、大企業や権力による人権侵害の実態にメスを入れる必要があります。ところがこの法案は、実態として存在する数々の人権問題には正面から取り組むのではなく、問題を事実上、社会的身分にかかわる差別問題に矮小化した上、国民は差別意識を持っている、だから国や自治体は人権尊重を国民に理解、体得させる教育や啓発を進める必要があるとして、国民の心、内心に介入しようとさえしています。

これは、憲法の思想、良心の自由、表現の自由などの人権を逆に侵害する危険さえ生み出すものです。このような法律は、人権に名を借りた反人権法案とも言うべきものです。

なお、芦屋町人権教育・啓発基本計画の第3章、分野別施策の推進の5の同和問題については、既に同和対策が終了し、残る課題については人権全般への対応策に委ねられるべきものとされていることから見て、独自の課題として取り上げる素案のあり方は適切ではないと思います。その前提として、町民意識調査の数値をもって、差別の潜在化、根深く存在している差別意識などを見ることは、根拠として余りにも希薄であり、素案が殊さら意識の問題に力点を置くことには賛同できません。

同和対策を終了した趣旨にも反することであることを述べて、反対討論といたします。

続きまして、議案第30号平成25年度芦屋町一般会計予算に対する反対討論を行います。

今回提出された平成25年度一般会計予算は、太陽光発電システム設置補助金、洞山崩落防止工事、江川台法面崩落防止工事など環境対策や災害対策の施策、乳幼児子ども医療費助成、学童クラブの拡充、学校整備など子育て世代や子どもたちにとって必要とされてきた施策など、評価する点は多々あります。

しかし、住民の暮らしを守る立場から見て、原則的な点で改善が求められる幾つかに問題があります。その点を指摘し、反対討論といたします。

問題の第1は、介護保険の問題です。芦屋町は福岡県介護保険広域連合に加入し

て、介護保険事業を行っています。平成25年度における負担金は2億5,500万円となっています。広域連合は、県下72市町村、人口110万として発足しましたが、現在は33市町村となっています。広域連合の介護保険料はグループ別保険料を導入しており、芦屋町では月額4,872円となっており、Aグループでは6,589円と全国一高い保険料となっており、高齢者にとって、保険料利用料の負担は限界となっています。

さらに、保険料を滞納するとペナルティーが課され、利用の制限や利用量の十割負担が発生し、高い保険料だけ取られ、いざというときに必要な介護すら受けられない介護保険になります。

広域連合は、住民の要求、声の届かないという致命的な欠陥があります。生活圏域ごとの住民の声の届く枠組みに組みかえることが急務であり、不足する特別養護老人ホームを早急に整備することを求めるものです。

第2に、山鹿地区テレビ受信料半額補助金の問題です。これは、自衛隊機の騒音被害に対して、防衛省が補助対象外としている山鹿地区の住民に対して町が行っているものです。

実態として騒音被害を受けている山鹿地区の住民に、町が不公平感をなくすために施策として実施することは理解できますが、本来、このジェット機騒音の原因をつくっているのは防衛省ですから、山鹿地区の受信料半額補助の財源は防衛省に求めなければいけないものです。そうじゃないと、町民から税金の使い方の公平性に問題があると指摘されるものです。

町と議会、町民が一体となって力を合わせ、山鹿地区に対してもジェット機騒音被害地区として防衛省に認めさせる行動を起こすことが求められます。

第3に、国の人権教育・啓発推進法に基づき、人権相談員委託など同和関連予算が組み込まれていることです。

政府総務省が、同和地区、同和関係者に対象を限定とした施策の実行は、実務上困難、特別施策の継続は差別解消には有効でないとして平成13年度に終結し、同和対策特別措置法は廃止されました。

このような同和関連予算は廃止し、一般対策に移すことを求めるものです。

第4に、公園や緑地の整備に関する予算の問題です。

最近の町の予算には公園の整備に関するものが多くなっています。今回の予算にも、はまゆう群生地保護整備などが計上されています。

日本共産党は、良好な生活環境を維持するためにも、公園や緑地の整備も積極的に対応すべきだと考えます。しかしながら、公園の整備、新設には、多額の建設費や維持管理費がかかりますから、地域住民の十分な理解が必要となります。そういった点では、行政主導で一方的に公園の整備を進めるのではなく、今後整備してほしい公園、緑地などのアンケートをとり、住民要望に基づく公園整備や既存公園の魅力ある整備が課題となっています。

なお、中央公園の整備事業については、2億円をかけて改修される予定だったのが見直しが検討されるとのことですが、中央公園整備事業については地域住民と十分に協議し、事業自体を再検討することを求めるものです。

最後に、町債の問題について触れます。

平成25年度の町債は総額4億3,000万円となっており、内訳を見ますと、臨時財政対策債が2億5,500万円、過疎債が1億7,500万円となっています。

臨時財政対策債は、地方自治体の赤字債とはいっても、そもそも地方交付税の振

りかえであり、その元利償還については全額その返済年度に地方交付税として交付される仕組みとなっています。つまり、各自治体の借金であり、返済義務も当然自治体にありますが、それに相当する額を国が交付税で措置します。臨時財政対策債は、地方交付税と同様に扱うべきものです。

そういった点から、今年度の起債は、過疎債の1億7,500万円の3割に当たる5,270万円が自主的な起債となります。今年度負担の一定の軽減を図ったことについては評価するものです。

以上で、一般会計に対する討論を終わります。

最後に、議案第32号平成25年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、福岡県後期高齢者医療広域連合により運営されています。平成25年度の芦屋町後期高齢者医療特別会計予算では、広域連合納付金として1億7,900万円の負担金を繰り出しています。

2008年4月から実施された後期高齢者医療制度は、医療を75歳以上の年齢によって差別し、この4年間で多くの疑問や問題点が露呈されました。とりわけ福岡県は、全国で最も高い保険料負担や短期保証書の交付など、問題点を抱えています。平成24年、25年の福岡県の保険料は、依然として全国の上位から5番目に高い保険料となっております。平均保険料は7万9,271円で、前回に比べ4,947円、6.7%引き上げられました。福岡県の短期保険者の交付状況は、平成23年11月時点で3,676件となっています。民主党政権時の小宮山元厚生労働大臣は、保険料の滞納者は平成28年度23万5,000人となり、全体の2%になる。そして、短期の保険証に後期高齢者は3万6,000人と、全体の0.3%になっていると国会で述べています。

保険料の値上げ、そして、保険料を払いきれないからと病気になりがちな高齢者から正規の保険証を取り上げるのは、冷酷なやり方です。後期高齢者医療制度で苦しむ高齢者の声を受けとめ、広域連合が今行わなければいけないことは、高過ぎる保険料を引き下げること、低所得者に対して福岡県独自の保険料減免制度を設けること、保険料の未納者に対して短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を全ての高齢者に発行することです。

これらの施策の実現を求めまして、反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

日程第29、議案第30号の平成25年度芦屋町一般会計予算について反対討論。そして、日程第39、請願第1号平成25年度特別養護老人ホーム整備事業における芦屋町長提出の意見書取り下げ及び不採択等の意見書提出を求める請願書について賛成討論を行います。

一般会計についてですけど、今、はまゆう群生地のパーク化ということで、昨年完成をしております。また、そのことによる岸壁に危険性があるということで、手すりをとということで、また数百万円の予算が組まれ——252万円でしたか——計上されました。非常に、この自然環境あるところに、またさらなる予算が上がっております。いわゆる、はまゆう群生地のところを1.3倍、30%ぐらい拡幅することにあわせて、その愛の鐘というところに通じる道をつくると。

私も、あそこは、あえてつくる必要があるのかと。あのはまゆう群生地集落のと

ころから、インターロッキングのすばらしい歩道があるではないですかと。そこを
通って、しかも駐車場が2カ所ありますから、そこにおいて、新しくできた駐車場
から愛の鐘のほうに通っていけばいいわけですけど。広さが、かなりあります。

今回拡張をめぐって、園路というように称してまた一千数百万円の金を使って公
共工事、園路をつくる必要があるのかと。

私も、狭い通路がありますけれど、やはり何か山に登ってるような――両方にサ
サがありまして、非常に気持ちのいいアップ・ダウンがありまして――それを何で
アスファルトにして軽トラが入るような道路にして、愛の鐘に通じるような道をつ
くるような必要があるのかというふうなことを疑問に思っています。

そういう意味で、この一千数百万円は全て過疎債であると。その3割はいずれ返
済しなければなりません。三百、四百万円の、実質、借金になってしまうわけです。
そういう意味では、もっともっと、私たちの生活に密着したものに利用すべきであ
って、そういう考えにならないのかと。

質疑のときにお聞きしたときは、これは地域住民の願い、要望があったのかとい
う質問に対しては、それはありませんでしたと。どうしてこんなに、いまだに行政
主導型の進め方でいられるのか非常に疑問に思います。

よって、これについては反対いたします。

もう1点の請願書についてですが、少し文章が長いですけど、読み上げて賛成討
論といたします。

もともと今回のA事業者の建設話が持ち上がったのは、昨年10月の3日――こ
れ地主さんの話です――地主さんたちにとっては、寝耳に水、降って湧いたような
話でした。それから、本年2月28日にA事業者の不採択が決定したことを知るま
で、長い道のりであったと言われていています。もし、A事業者の予定地で採択され、
建設されることになれば、地主さんたちは工事差し止め訴訟も辞さないという強い
決意でした。

地主さんたちは、A事業者と町から、なぜ我々はむごい仕打ちを受けなければな
らないのか、人としての尊厳を傷つけられ、生産農業者として生計を立てている農
業者の誇りをも傷つけられ、その回復のために自ら立ち上がられたわけですが。私
は、その心労はいかばかりであったかと今さらながら胸が痛む思いです。

さて、今回の請願書の要旨を6点に分けて説明します。

まず、第1点目。隣接地権者と分筆についてであります。請願者である自分たち
が隣接地主であるはずなのに、分筆した地主が成り済まし地主になって同意書を提
出。しかも、同一名義人であることを知って、副町長に隣接地権者の定義を聞き、
自分たちは隣接地権者ではないのですかという素朴な質問のために面会を求めたの
ですが、許認可権は県ですので県に聞いてくださいと面会を拒否され、自分たち農
業者は、先祖代々受け継いできた土地を、今まで、どれだけ、町のために協力し提
供してきたか。なぜ、このような冷たい仕打ちを受けなければならないのかと涙な
がらに話しておられました。

今回のA事業者の協議書を受け付けた際に、福岡県の高齢福祉施設の整備方針と
留意事項に照らし合わせてみれば、誰が見ても不受理または失格であったはずで
す。なぜなら、田屋地区に申請したB事業者は、区の同意が得られなかった理由で町は
不受理にしたのです。しかも、区の同意書が得られなかったことに対して、町はわ
ざわざ申請受け付け締め切り日の11月9日以降に、田屋区長に対し、なぜ同意を
出さなかったのか、その理由書を提出するように求め、田屋区長はA事業者の建設

に同意しない文書を11月14日に町に提出し、町はその文書を受け取っているのです。

一方、A事業者の場合、隣接地権者の同意が得られなかったために3カ所を分筆し成り済まし地権者として同意書を作成し、その同意書を11月9日に受け取った福祉課は、字図を見てその分筆された同一名義人の同意書が含まれていることは承知していたのであるから、ちょっと地主さん宅へ足を運び、なぜ同意しなかったのかの確認、また、不同意の書面を求めれば事足りた内容だったはずなのです。地主さんの声は、我々のところに来てくれれば、不同意の理由を詳しく説明していた、それで済んだのではないか、何で県庁まで足を運んで県知事に陳情しなければならなかったのか、町が一番悪いというのが地主さんたちの怒りの声なのです。

隣接地権者の同意書を得るためにした分筆行為は、民法第90条の公序良俗に反する脱法行為の典型です。したがって、町の留意事項にある、横暴事業者が町民の疑惑、不信を招くような行為をしたと町長が認める場合は失格とするという項目によって、失格とすべきだったのです。なぜ失格にしなかったのでしょうか。

地主さんたちは言います、分筆行為は誰が入れ知恵したのかと。地主さんたちは、A事業者が数回同意書を求めに来たが、さまざまな理由で同意はできないと表明し、同意書が提出していないにもかかわらず、11月22日のプレゼンテーションにA事業者が参加しているということを知り、同意書を提出していないのに何で進められていくのかと、慌てて不同意の書類を、町、県に送付したというのです。

福祉課は、なぜA事業者の分筆行為が通学道路の安全対策ということを、うのみにしたのでしょうか。なぜ、地主さんに確認のための調査をしなかったのかという私の質問に対し、問題点の本質を意図的にそらし、地主さんの不同意の書面が届いたのはプレゼンテーション後、県に意見書を提出した後であり、県の判断に委ねた。地主さんに確認することは適当でない、会って確認すべきではないと判断したという回答に至っては、問題点の本質をすりかえたものでしかありません。本議会の私の質問に対し、町は県と調整しながら進めてきた。県に意見書を提出済みであるので、県の判断に委ねた。裁判が行われているので答えは控えるなどと、数度にわたる職務専念義務違反を繰り返し、地主さんたちに対する背信行為を行ったとしか思えません。

2点目です。三軒屋の区の同意書についてであります。

今回の特養建設にかかわる応募事業者が予定する用地確保手続について、田屋区と三軒屋区の取り扱いが異なることから疑問点を示します。

田屋区は区民の6割の意思として不同意文書を町に提出していますが、三軒屋区にあっては区民の2割に満たない出席者。不同意の隣接地権者が存在するにもかかわらず、いいですか、不同意の隣接地権者が存在するにもかかわらず、同意書として提出。町はそれを受け付けています。

地主さんは言います。A事業者が同意書をもらいに来的时候に、建設予定地周辺の地主さんを集めて説明をしてくださいと再三お願いしたが、完全に無視された。にもかかわらず、A事業者が三軒屋で説明会を行うという説明に、ふんまんやる方なしの心境であったと語られています。

このことは、地域住民、特に隣接者の居住者に対し、説明、情報提供が十分に行われ、地域住民の理解と賛同を得ていることという県の留意事項について、事業者に対する裏づけ調査もなく、判断基準を持たないままの審査であったことを示していることとなります。

3点目、職務専念義務についてであります。

地方公務員法第31条に、職務専念義務について明記されていますが、芦屋町は新人職員が読み上げると聞いています。サービスの宣言には、次のように明記されています。「私は、住民全体の奉仕者として日本国憲法を尊重し、法律、条令、規則、既定等を遵守し、職務に専念することをお誓いします」。職員は住民全体の奉仕者として職務に専念すべきであり、何も上司の命令に従わなければならないとはうたっていません。

しかし、使用者である町長に従うことは当然でしょうが、それ以上に関係法令に従って、職務を専念すべきです。今回の場合は、福岡県の高齢者福祉施設の整備方針と、芦屋町の方針、留意事項に照らして、適正に審査すべきだったのです。

今回の一連の中で、担当課は一番基本的なこと——隣接地権者の同意について、審査もせず、むしろそれを隠蔽して、選定委員会に審査の書類を提出し、審査させたと思えません。したがって、地方自治法第29条に触れるかと考えます。

4点目、建設予定地と鉱害復旧跡地についてであります。

地主さんたちが心配されていた鉱害復旧跡地について、その予定地に4階建ての建物が建つには土地が軟弱であり、地盤が沈下するおそれがあり、周辺の土地建物にも影響が出るし、A事業者の建物にも影響が出てくる可能性があるかと心配されて、このような場所に4階建ての建物を建てるべきではないと、県とのヒアリングで体験談を述べてありましたが、町は建設予定地と周辺地盤の状況を調査し、A事業者に伝えたのか疑わしい限りです。

5点目、住民の請願行為についてであります。

今回の請願は、長年町民が待ち望んだ関心の高い特別養護老人ホーム整備事業であるにもかかわらず、町が公正、公平な選定をしなかったことが、そもそもの原因であり、このような事態を招き、またもや特養が遠のいたのです。特に、用地確保に当たり、県から示されている整備方針及び留意事項に基づく選定手続に、事業者並びに行政双方に、当該予定地に隣接する地権者の生活環境にかかわる重要な問題が発生しているにもかかわらず、納得、要領のいかないままに手続が進められたことから発生したこと。今後、二度とこのようなことがないように、行政のチェック機関である議会にしかるべき是正策を講じていただくべく、提出されたものです。

請願は、有権者から選ばれた議員から構成される議会に対し、行政が行った事柄についての問題点や疑問についての是正を直接に願い出るものであり、憲法第16条にも規定されており、自由主義社会における町民参加の具体的な行動であるとともに、最後のとりでとも言うべき手段であり、かつ、民主主義の原点でもあります。また、議会が請願を受託することは、町民の声に耳を傾け意見を吸い上げることにより、議会と町民とのコミュニケーションを図ることになります。町民の視点に立ち、町民の言葉や意見を行政につなぐ橋渡し役を果たすことになります。ひいては芦屋町の健全な住民社会を育成するとともに、町民参加の調整につながり、広く町民に開かれた議会にしていくことを示すことになります。

最後に6点目、議会としての役割についてであります。

結局、県は地主さんたちに対する2月10日のヒアリング、または昨年12月20日の県庁での地主さんたちの話を参考にして、地主さんの強い反対、県知事に出された反対の陳情書、現地を見ての総合的に判断して整備の対象にしないとして不採択とせざるを得なかったのです。

請願書の請願人3名の地主さんたちは、どのような思いで請願者になられたか、

ご理解ください。議員の中には、不採択になっているから請願書の目的は達しているのではないかと。したがって、請願書は受け付ける必要はないのではないかとというご意見もありましょう。しかし、泥棒が盗みをして、それが発覚して、盗んだものを返せばそれでよしとはならないはずです。やはり、その不採択になった全容を明らかにする必要があるのではないのでしょうか。議会は二元代表制であり、住民の代表機関です。私たち議員は、町民の付託を受けて議員活動を行っています。芦屋町議会として全容を調査し、事実の確認を行い、町当局に説明責任を求め、責任の所在をはっきりさせるというチェック機能を果たさなければならないのではないのでしょうか。

高齢化社会にある今、芦屋町における福祉施設の整備は町民の切実な願いであるとともに、喫緊の課題です。今後、二度とこのような事態が起きないように、議会において適切な措置を講じ、町民に早期に安心を与えることが肝要だと思います。そして、その結果を糧に住民の先頭に立ち、特別養護老人ホームの早期実現に向けて議会力を発揮し、牽引役となり、町民とともに歩み進んでいくことを願って、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

発議第3号住宅リフォーム助成制度の創設を求める決議について賛成の立場で討論させていただきます。

この助成制度は、景気を喚起するための経済対策として有効な施策だと思います。5年前、不況に苦しむ町の事業者に対し、私は同期の同僚議員とともに、緊急経済対策の推進決議案を提案しました。5項目からなる政策提言は、慎重な審議の結果、削除されてしまいましたが、議会による緊急経済対策を求める決議となり、その後の地域商品券への助成や入札制度の見直しへと方向づけとなりました。

しかし、あれから5年、町の事業者にとってはいまだ不況は続いています。特に、昨年10月から自衛官の給料が下がっているため、飲食街の不況はより深刻です。長引く不景気の中で、細々と営業を続けている事業主の訴えがあります。当時、400を超えていた商工会の事業者数も、今は三百数十者に落ち込み、廃業した業種の大半が工業部会の事業者や飲食店などのサービス業です。

さて、この住宅リフォーム助成制度は、全国の自治体1,789の中で533自治体がこれを実施しています。3分の1に相当します。福岡県内でも、直方市は新年度予算に1,000万円を計上、先ごろ、賛成多数で可決しました。これで、県内22市町村が実施しています。

特に、北九州市は環境未来都市を目指し、住宅リフォームを市の促進事業にしています。おととしの北九州市6月定例議会で、自民党20名、共産党10名、無派閥1名の31名で賛成多数で可決しています。いいものはいいということで、党派を超えて成立されたということです。北九州市は早速地場産業を育成するため、地元住民の雇用の確保、地域経済の活性化のために、2億を予算化し、最大60万円もの助成を去年5月から始めました。

リフォーム助成制度の対象になる工事は、各自治体多種多彩で、主要目的はいろいろあり、例えば、外壁塗装、瓦のふきかえなどの一般的な改修工事から、シロアリ駆除、漏水修理、トイレの修理、増築、耐震工事、太陽光発電、バリアフリーな

ど、用途は多種にあります。昨今、社会問題化している空き家や廃屋対策にもなります。さきの震災の被災地、岩手県の宮古市では、10万円の助成を始めると平均40万から50万の小さな工事が多く行われ、畳がえに多く使われています。

昨年11月に販売した商工会の高額商品券は10%の補助で50万円まで買えるということで、早朝より並ぶ方がいて販売を早める人気ぶりでした。販売数時間で売り切れしました。後日、商工会が購入者に行ったアンケートでは、6割がリフォームに使用したそうです。このことは、町民がリフォームに対し、いかに関心を持っているかということを実証しました。リフォームをやりたいから高額の高額プレミアム商品券を手に入れたい。そのために早朝から並んでまで欲しいわけです。この住宅リフォーム助成制度があれば、早朝から並ぶこともありません。買いに行ったが売り切れたと不平や不満を言わずに済みます。助成金は工事終了後に請求します。そのことで、高額商品券もリフォーム以外に幅広く使われるようになります。例えば、車検やタイヤの交換、軽自動車や大型家電の購入など用途は広がります。

また、住宅リフォーム助成と特定することで需要が出ることは、国のエコカー減税や住宅ローン減税、エコポイントなどで実証されています。来年の4月には消費税が8%上がります。今年は高額なものに対する駆け込み需要が始まり、来年には買い控えやら消費が冷え込むおそれもあります。その時期を見計らい、期限を設けて暫定的でいいので、景気対策の呼び水として、いち早く住宅リフォーム助成制度の創設を求めたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

私、発議第3号住宅リフォーム助成制度の創設を求める決議についての反対の立場で討論を行います。

先ほど田島議員が言われましたように、住宅リフォーム助成制度は、住宅のリフォームを行った場合にその経費の一部を自治体が助成することにより住宅の改善を容易にすることとともに、中小零細企業者の振興を図ることが目的とされております。しかし、この住宅リフォーム助成制度は、基本的には住宅の所有者に該当するものでございます。それとあわせて、芦屋町においては、リフォームを行う企業者、要するに中小建設業者の数が少ないことということで、一部の事業者にしかなこの恩恵がこうむらないということが指摘されております。

昨年、商工会では町民の生活支援と消費拡大、地元商工業者など地域経済の活性化や地域振興に資する目的で、町の補助金を10%のプレミアム地域振興券を販売しております。これには、12月には高額商品券も1,000万円販売つけ加えられております。

25年度は、従来の地域振興券4,400万円とあわせて、高額地域振興券3,300万の分が発売の計画がされております。この地域振興券は、商工会に登録されています町内業者、事業者、全て利用することができ、高額地域振興券を利用して住宅リフォームを行うことができます。これは住宅リフォーム助成制度の目的である、住宅の改善や中小零細企業者の振興を図ることに適合していると思われま

す。また、住宅リフォーム助成制度を創設するには、新たな財源を確保しなければなりませんし、この問題も発生してきます。ややもすれば、今発売してあります地域振興券の財源をこれに回すことも、可能性としてはあります。私としては、地域振興券

そのものが全町民に対する支援ということで考えております。

以上のことから、この住宅リフォーム助成制度の創設を求める決議については反対をいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第2、議案第3号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第3号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第4号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第5号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第6号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第7号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第8号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第8号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第9号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第10号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第11号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第11号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第12号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第12号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第13号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第13号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第14号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第14号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第15号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第15号は原案を可決することに決定いたし

ました。

次に、日程第15、議案第16号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第16号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第17号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第17号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第18号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第19号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第19号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第20号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第21号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第21号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第22号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第22号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第23号について委員長報告のとおり原案を可決するこ

とに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第23号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第24号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第25号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第26号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第26、議案第27号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第27、議案第28号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第28、議案第29号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第30号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第30、議案第31号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第31、議案第32号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第32、議案第33号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第33号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第33、議案第34号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第34号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第34、議案第35号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第35号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第35、議案第36号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第36号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第36、議案第37号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第37号は原案を可決することに決定いたし

ました。

次に、日程第37、議案第38号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第38号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第38、議案第39号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第39、請願第1号について委員長報告は不採択でありますので原案について採決します。原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、請願第1号は原案を不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第40、発議第1号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第41、発議第2号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第2号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第42、発議第3号について委員長報告は否決でありますので原案について採決します。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、発議第3号は原案を否決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出がなされております。つきましては、これを申し出のとおり再付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第43、議案第40号及び日程第44、発委第1号の各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発委の提出委員長に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

議員各位の皆様方におかれましては、連日のご審議、大変お疲れさんでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第40号の平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億500万円の増額補正を行うものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国の大型補正予算に伴います社会資本整備総合交付金や学校施設環境改善交付金、過疎債等を計上しております。

歳出の主なものにつきましては、芦屋東小学校トイレ改修事業のほか、緑ヶ丘団地11棟、12棟屋上改修事業や道路照明灯点検調査委託を措置しております。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、議会運営委員長に発委第1号の趣旨説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長 益田美恵子君

こんにちは。発委第1号につきましての趣旨説明をさせていただきます。

発委第1号芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在行われている議会改革特別委員会において、議会活性化のための改革事項として、議会広報常任委員会を設置することが決定されておりますので、第2条の常任委員会の名称、委員定数及びその所管を加えるものです。また、常任委員会の任期は4年となっておりますが、当議会におきましては、申し合わせにより任期2年の運営としていくため、第3条の常任委員の任期を4年から2年に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明にかえさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で議会運営委員長の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第43、議案第40号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

お諮りします。日程第44、発委第1号については、趣旨説明でもあったように議会改革特別委員会で決定された内容でありますので、この際、質疑及び討論を省略し、日程の順序を変更し、ただちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第44、発委第1号について原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第1号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

お諮りします。日程第43、議案第40号については、それぞれの委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまからしばらく休憩いたします。

午後0時06分休憩

.....

午後0時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。日程第43、議案第40号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、審査結果の報告を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

報告第5号、総務財政常任委員会付託議案審査結果報告書。

一つ。議案第40号平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）について。

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、原案を満場一致により可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

平成25年3月19日、芦屋町議会議長横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長

辻本一夫。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告いたします。

報告第6号、民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書。

一つ、議案第40号平成24年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）について。

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、原案を満場一致により可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

平成25年3月19日、芦屋町議会議長横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長小田武人。

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第43、議案第40号について、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第43、議案第40号について委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第40号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成25年芦屋町議会第1回定例会を閉会いたします。

午後0時33分閉会

